（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第二条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の次に次の一条を加える。

（硫黄酸化物放出低減装置の基準）

第四十三条の二　法第十九条の二十一第二項の国土交通省令で定める硫黄酸化物放出低減装置の技術上の基準は、次のとおりとする。

一　燃料油を使用する油だきボイラ又は内燃機関（以下「燃料油燃焼装置」という。）からの排出ガスに含まれる硫黄酸化物の低減のための十分な能力を有するものであること。

二　次の表の第一欄に掲げる装置の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる内容を、同表の第三欄に掲げる頻度で、同表の第四欄に掲げる方法により記録できるものであること。

装置	内容	計測の頻度	方法
排出ガス中の二酸化炭素及び二酸化硫黄の濃度を連続して測定できる装置（以下この表において「連続確認装置」という。）を備えない硫黄酸化物放出低減装置	硫黄酸化物放出低減装置の入口における硫黄酸化物の低減に使用する洗浄水（以下この表において単に「洗浄水」という。）の圧力及び流量	一万秒に三五回以上	記録装置による記録
	硫黄酸化物放出低減装置の入口における排出ガスの圧力並びに硫黄酸化物放出低減装置の入口及び出口における排出ガスの圧力差		
	燃料油燃焼装置の負荷		
	硫黄酸化物放出低減装置の入口及び出口における排出ガスの温度		
連続確認装置を備える硫黄酸化物放出低減装置	硫黄酸化物放出低減装置の入口における洗浄水の圧力及び流量	一日に一回以上	記録装置又は第二項の硫黄酸化物放出低減記録簿による記録
	硫黄酸化物放出低減装置の入口における排出ガスの圧力並びに硫黄酸化物放出低減装置の入口及び出口における排出ガスの圧力差		
	燃料油燃焼装置の負荷		
	硫黄酸化物放出低減装置の入口及び出口における排出ガスの温度		
	排出ガス中の二酸化炭素及び二酸化硫黄の濃度	一万秒に三五回以上	記録装置による記録

備考

一　この表の第四欄の記録に係る日時及び場所を明らかにし、かつ、当該記録を少なくとも十八月間保存すること。

二　記録装置に記録する場合にあつては、当該記録の内容を表示又は印刷することができること。

三　故障その他の異常が生じた場合において、可視可聴の警報を発するものであること。

2　硫黄酸化物放出低減装置を設置する船舶には、当該硫黄酸化物放出低減装置の操作、保守及び整備の方法その他の当該設備の使用に関する必要な事項を記載した手引書並びに当該硫黄酸化物放出低減装置の保守及び整備並びに硫黄酸化物の低減に使用した洗浄水（次項において単に「洗浄水」という。）の管理の状況を記録するための硫黄酸化物放出低減記録簿を備えていなければならない。

3　洗浄水を船外に排出する硫黄酸化物放出低減装置を設置する船舶には、次に掲げる基準に適合する監視記録装置を備えなければならない。

一　当該洗浄水に係る次に掲げる事項を記録することができるものであること。

イ　PH

ロ　多環芳香族炭化水素の濃度

ハ　濁度

ニ　温度

二　前号の記録に係る日時及び場所が明らかになるものであること。

三　第一号の記録を少なくとも十八月間保存し、かつ、当該記録の内容を表示又は印刷することができるものであること。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正）

第三条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二　硫黄酸化物放出低減装置にあつては次に掲げる準備

イ　配管等の位置を確認できるようにすること。

ロ　振動試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）

ハ　効力試験の準備

第九条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　硫黄酸化物放出低減装置にあつては前条第十九号の二イ及びハに掲げる準備

第九条第二項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　硫黄酸化物放出低減装置にあつては前条第十九号の二イ及びハに掲げる準備

附　則

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

○国土交通省令第九十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十二条第二項の規定に基づき、船舶設備規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

船舶設備規程等の一部を改正する省令

（船舶設備規程の一部改正）

第一条　船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）の一部を次のように改正する。

第百四十六条の二十四の見出しを「（衛星航法装置）」に改め、同条中「又は無線航法装置」を削る。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条の五第一項第五号中「ロランC受信機又は」を削る。

（小型船舶安全規則の一部改正）

第三条　小型船舶安全規則（昭和四十九年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八十四条の四の見出しを「（衛星航法装置）」に改め、同条中「又は無線航法装置」を削る。

附　則

この省令は、平成二十七年二月一日から施行する。